

〈戦後編〉

社会政策の本質に関する再論

——価値法則と社会政策試論——

（第63巻第5・6号，1949年，141-159頁）

岸本英太郎[†]

【解題】わが国の「社会政策」という学問分野が単なる social policy の翻訳ではなく、労働問題の比重が高いことは良く知られている。それは、日本で結成された社会科学系の学会としては最古とされる「社会政策学会」が当時のドイツの die Sozialpolitik の影響を強く受けていたからである。学問的には大河内一男の定義、つまり社会政策を「資本主義社会における労働力の保全政策」とするいわゆる大河内理論が歴史的原点をなしている。第2次世界大戦後、この定義に対する異論が噴出した。これを「社会政策本質論争」という。ここで取り上げる岸本英太郎は、そのなかでも最も強く大河内を批判した代表的な論客である。ここで掲載する論文は、その批判過程を示すものであり、その歴史的意義は大きい。

I

「労働問題研究」本年4月号（通巻第30号）の拙稿「社会政策の本質に関する一考察」は、一つの重大な理論的矛盾・誤謬を含んでいた。経済論叢第63巻第1・第2合併号の拙稿「大河内一男教授著『社会政策』（総論）」に於いて、この事について一言したが、その誤謬を直接指摘して私自身の社会政策理論を明確にすることは出来なかった。明瞭な社会政策の理論を持たなかったからであるが、これにつぐ拙稿「価値法則と社会政策」（経済評論昭和24年6月号）に於いてはじめて、私は私なりの社会政策理論を明瞭に自覚したのであって、これは、大河内一男教授の社会政策理論と決定的に対立するものであった。

今、私は、私が一応到達した社会政策理論（社会政策の本質とその成立の根拠）をもって「社

会政策の本質に関する一考察」の誤謬を訂正し、私自身の社会政策理論を要約したいと思う。

II

「社会政策の本質に関する一考察」に於いて目的としたところは、その副題が示している様に、社会政策の成立と階級闘争との関連であり、その到達した結論は、階級闘争が社会政策成立の決定的な条件＝根拠であると言うことであった。この事は絶対に正しいのであるが、その理論的分析が混乱していたばかりか、全く出来ていなかったと極論しても差支ない程度であった。周知の様に大河内教授は、最初の社会政策立法たる工場法を、総資本＝近代国家の経済社会を総体として順当に循環せしめんとする労働力保全の政策であって、これは総資本の「理性」によって「上から」、即ち「下から」の労働者運動の抗争＝強力を離れて、資本制社会の「自然律」として実現せられる、とされたのであった。大河内教授のこの理論に対しては、古くは風間

[†] きしもと えいたろう (1914-1976)。1948年助教授，57年教授。社会政策。

八十二氏(「日本社会政策史」参照)が、近くは服部英太郎教授(「社会政策の生産力説への一批判」経済評論, 昭和24年2月号, 参照)が批判されたが、その批判の理論が、充分、否、殆んど展開せられていない為に、この批判は、必ずしも理論的には説得的ではなかったと言えるのである。問題は、大河内教授の社会政策理論の構造そのものを批判し、その理論的誤謬を明らかならしめることにある。私は、これを、社会政策と価値法則とを正しく係わらしめてはじめて可能であると考えるのであり、ここに大河内教授社会政策理論の誤謬を解く鍵が潜むと考えるのである。

Ⅲ

所で、拙稿「社会政策の本質に関する一考察」の理論的矛盾は何処にあったか。前に一言した如く、この論文は、社会政策成立の必然性=決定的条件=根拠を労働者階級の闘争による下からの強力(社会的必然性)に求めたのであったが、その理論構成は次の如くであった。労働力なる商品——これは資本に購買されることによって剰余価値を創造する特殊な商品であるが——は生ける肉体を持ち、社会的な一定の欲望を満足させなければならない人間と不可分に結びついて居り、従ってこの商品は、之を無制限に充用=搾取することは出来ないという一定の限界(労働力充用上の生理的・社会的=道徳的限界)を持っている。然るに資本は、剰余労働=剰余価値に対する無制限の汲血鬼的(原文ママ)渴望をもって、これは労働力の道徳的限界のみならずその生理的限界をも越えて搾取し(資本による労働力の略奪的原始的搾取=原始的労働関係)、労働力の急速な磨滅と頹廢を押しすすめるものである。ところで資本制蓄積の一般的法則は産業予備軍を形成増大せしめる事によって、資本の労働に対する原始的搾取を可能ならしめるが、之は資本制社会を総体とし

て「順当」に循環せしめる事を阻止するものである。何となれば社会的総資本の順当な循環は、労働力が前述の一定の限界内に抑制されていることを必要とするからである(労働力の標準的維持、即ち労働力なる商品の価値通りの売買=労働力商品性の貫徹)。これによって資本制社会ははじめてそのものとして循環(=資本制生産関係の再生産=拡大再生産)し得るのである。この意味で社会的総資本による総労働力の標準的維持(即ち資本制的搾取法則の貫徹)は、資本制社会の内在的要請(資本制社会の内在的合則性=資本制社会の自然律)であると言うことが出来るのである。社会政策は、この労働力の標準的維持にかかわる政策であり、従って社会政策の本質(労働力の標準的維持=資本制搾取法則の貫徹のための労働力政策)は、資本制社会の内在的合則性=自然律から導き出す事が出来る訳である。大河内教授の社会政策の経済的必然性=本質論は、実はこれであり、この限り、社会政策の本質=経済的必然性を階級闘争から導き出すことは明らかに誤謬である。だがこの社会政策の経済的必然性=本質的契機は、それを資本制社会の抽象的な内在的合則性から導き出した限り、これはあくまで社会政策の最も抽象的な本質規定であって、これは社会政策の実現という観点から考察すれば、明らかに、実在的な「可能性」に過ぎないのである。従って社会政策論にとって最も重大な課題の一つは、この社会政策を実現化せしめる契機=決定的な条件=根拠は何かを明らかにすることではなければならない。この社会政策成立=実現化の根拠が労働階級の下からの闘争による圧力(=社会的必然性)であること、従って又社会政策の必然性は、経済的必然性(社会政策の本質的契機)と社会的必然性(社会政策実現の契機)との統一に於いて把握されねばならぬことを私は論じたのである。

私はこの点を強調したのであるが——そしてこのことは理論的には正しい態度であると思っ

ているが——このことの理論的分析が極めて不
充分であった訳である。この理論的不充分さ
が、次の様な誤解を招く規定を取てせしめる結
果となった訳である。即ち云う——飽くなき人
狼的・吸血鬼的な無制限な労働者搾取の盲目的
衝動を持つ資本は、労働日の道徳的な最大限度
ばかりでなく、その純肉体的な最大限度をも乗
りこえるもので、しかも『資本は労働力の寿命
を問題としない。資本は労働力の寿命を短縮さ
せることによってこの目的を達する』(資本論
第1巻長谷部訳本第1巻660ページ)に至り、
「労働力そのものの余りに早い疲憊と死滅とを
生ぜしめる」(同上, 662ページ)のである。か
くて大工業の発展に伴う産業予備軍の形成・蓄
積にもかかわらず、資本は「消耗せる労働力の
より急速な補填が必要となり、かくて労働力の
再生産に、より大なる消耗量を要することとな
り」(同上, 同ページ)、「資本はそれ自身の利害
から言っても一つの標準労働日を必要とする」
(マルクスの言葉……岸本)に至るのである』
(「労働問題研究」, 昭和24年4月号, 30-31
ページ, 傍点岸本)と。問題は、傍点の個所で
あるが、この文章に現われた限り、決して間違
いではない。何となれば「それ自身の利害から
標準労働日を必要とする」ということは、決し
て資本(総資本も含む)自身が自ら、即ち「下
から」の労働者階級の抗争による圧力を離れて、
「上から」標準労働日を実施する(これが大河
内教授の考え方だ!)ということの意味しない
からである。マルクスも「資本論」第1巻第1
版の序文に於いて次の様を書いて之を裏書きし
ている——「かくて今日の支配階級は、より高
尚な動機は度外視しても、他ならぬ彼等自身の
利益によって、労働者階級の発展を阻止する
——立法的に制御しうる——一切の障碍を取除
くことを命ぜられている。それゆえに私は、な
かんづく、イギリスの工場立法の歴史・内容お
よび諸結果に対し、本巻において多大のペー
ジを割いた」と。私の文章から誤解を招く危機は、

これが大河内教授の社会政策本質論(経済的必
然性)を擁護したものである為に、ひいてあた
かも教授の「上から」の工場法論を支持するか
の如き印象を与える、という点にある。個別資
本は云うに及ばず、教授の所謂総資本も、それ
自身の利害から、自ら、自発的に標準労働日を
制定するものではないのである。資本制社会の
内在的諸法則は、標準労働日(標準的労働条件)
を必要ならしめるが、自由競争が、この内在的
諸法則をも資本にとっての外的な強制法則たらし
め、かくて資本は、それ自身の利害から標準
労働日を自ら或は総資本の手を通して制定する
のではなく、労働者階級の「下から」の抗争に
よってはじめて労働条件の標準化立法を制定す
るに至るものである(資本論第1巻670ページ
参照)。即ち労働者階級の有効な抗争が、はじ
めて国家を強制して労働条件の標準化立法を制
定せしめ、これによって資本制生産の内在的諸
法則が貫徹されるのである。この点の理解は社
会政策の理論を把握するについて決定的に重大
であるから詳しく後述する。

「社会政策の本質に関する一考察」中の今一
つの方の理論的矛盾は次の点である。即ち云う
——「……経済的必然性=資本主義の内在的合
則性は、社会政策のあるなしに拘らず、それが
資本主義社会たる限り貫徹されるが、それが社
会政策という形態をとって貫徹されるか否かは
プロレタリアートの実践如何による……」(労
働問題研究昭和24年4月号, 37ページ)と。
これが私が述べ来た理論と矛盾する謬論たる
は極めて明らかであろう。何となれば、我々
の理論からすれば、労働者階級の抗争=下から
の強制=社会政策の確立によってはじめて資本
制社会の内在的諸法則=合則性が貫徹されるか
らに外ならない。

以上によって私は「社会政策の理論に関する
一考察」の理論的弱点乃至謬論を指摘した訳で
あるが、進んでこれをやや詳しく展開すること
によって、大河内教授と対立する私自身の社会

政策理論を少しく論じたいと思う。

IV

社会政策の必然性そのものは、階級闘争によってではなく、資本制社会の内在的法則性・自然律(=価値法則)から導き出さねばならぬこと、これについては大河内教授は正しい理論的立場に立たれていた。マルクスがこの方法に立っていたことは、上述の資本論第一巻第一版のマルクスの序文からも明らかであるが次の言葉もこれを裏書きするものであるといえよう、——「ドナウ諸公国のレーゲルマン・オルガニークは剰余労働に対する渴望の積極的な表現であり、その各条項はこの渴望に法律的効力を賦与したのだとすれば、イギリスの工場法は同じ渴望の消極的な表現であり、この法律は国家によってしかも資本家と地主との支配する国家の側から——労働日を高圧的に制限することにより、労働力の無制限な吸収に対する資本の熱望を取締るものである。日々ますます威嚇的に膨張しつつある労働者運動を度外視すれば、この工場労働の制限は、グアノをイギリスの畑に注ぎこんだのと同じ必然性によって指図されていた。すなわち、一方の場合では土地を瘠せさせてしまったその同じ盲目的な強奪欲が、他方の場合ではすでに国民の生命力の根源を襲っていたのである」(資本論第1巻602ページ、傍点岸本)と。ここでマルクスは、労働力の標準的維持という資本制社会の内在的法則=必然性が労働力の略奪的搾取=原生的労働関係克服を指図していた、と述べている、と解すべきであろう。即ち資本による労働力の略奪的搾取を高圧的に制限し、その標準的維持を図るのは、即ち社会政策を制定するのは、資本制社会の内的必然性であるとしている訳である。更にマルクスが資本論で工場法の問題を扱った「労働日」の項(第1巻第3篇第8章)の最初の節で、「労働日の限界」を取りあげ、ここから標準労働日制定の間

題を出発させたのも同一の趣旨とみるべきであろう¹⁾。

かくて社会政策の「経済的必然性」(社会政策の本質的契機)は、大河内教授と同じく、資本制社会の自然律=内在的法則性から理解せねばならず、階級闘争から理解してはならないのであるが、この必然性は前述の如くあくまで、社会政策の最も抽象的な本質規定であって、社会政策の具体的な成立=実現化の問題とは別個であり、この実現化の契機からすれば、社会政策の経済的必然性は、実在的な「可能性」に過ぎないのである。この事は充分確認されなければならないのである。大河内教授の重大な誤謬は、最初の社会政策たる工場法に関し、教授が、社会政策の「経済的必然性」=本質的契機を、同時にその現実化の契機とみなしたこと、即ち、工場法が労働者階級の「下から」の抗争を離れて、資本制社会の「自然律」として「上から」、総資本—近代国家によって施行される、とされたことにある。私がこれを「それは教授が社会政策成立=現実化の具体的な歴史的な契機と、社会政策成立の実在的可能性=抽象的な論理的・本質的契機とを混同されたことに基因するのではあるまいか」(『労働問題研究』昭和24年4月号、35ページ)と称した所以であるが、このことは重大な問題であるだけに、理論的に更に掘下げて論ぜられなければならないのである。

V

大河内教授は工場法成立の実現化契機をも「自然律」から導き出されたのであるが、マルクスはこれを階級闘争に求めたことは周知の通りである。工場法=標準労働日の内的な経済的必然性=成立の可能性は、商品交換の法則から

1) 拙稿『大河内教授著「社会政策」総論』経済論叢第63巻第1、第2合併号、54ページ参照。

出て来るが、その具体的な確定は「商品交換そのものの本性」から生じないからである。これは「強力」=階級闘争が解決する。マルクスは之を次の様に述べている——「労働日は固定的な大きさでなくて流動的な大きさであるとは言え、それは他方ではただ特定の限度内においてのみ変動し得る。……労働日は一つの最大限度を有する。それはある特定の限度以上には延長され得ないものである。この最大限度は二重に規定されている。第一には労働力の肉体的な限度によって、人間は24時間からなる1自然日の間には、ある特定分量の生命力しか支出できない。……1日のある部分のあいだ、労働力は休息し、睡眠せねばならず、また他の部分のあいだ、人間は食事し沐浴し衣服をつける等々というような、他の肉体的諸欲望を充たさねばならぬ。かかる純粋に肉体的な限度を別としても労働日の延長は道徳的な諸限度にぶつかる。労働者は精神のおよび社会的な諸欲望——それらの範囲および数は一般的な文化状態によって規定されている——を充たすために時間を要する。だから労働日の変化は肉体的および社会的な諸限度の内部を運動する。だがこの二つの限度は甚だ伸縮自在のものであって変動の余地が極めて大である。かくて吾々は8時間、10時間、12時間、14時間、16時間、18時間の、即ち極めて相異なった長さの諸労働日を見出す」(資本論第1巻587-8ページ)、「かように伸縮自在な諸限度を度外視すれば商品交換そのものの本性からして労働日の何等の限界も、かくして剰余労働の何らの限界も生じない。資本家が労働日を出来るだけ延長し、そして可能ならば1労働日を2労働日たらしめようと試みる場合には彼は購買者としての彼の権利を主張するのである。他方に於いて販売される商品の独自の本性、は購買者によるその消費の或る程度を含んでいるのであって、労働者が労働日を一定の標準的な大きさに制限しようと欲する場合には彼は販売者としての彼の権

利を主張するのである。かくしてこの場合には、共に等しく商品交換の法則によって確認された権利対権利という一つの二律背反が生ずる。同等な権利と権利との間では暴力が裁決する。かくて資本制生産の歴史に於いて労働日の標準化は、労働日の諸限度をめぐる闘争——総資本家すなわち資本家階級と総労働者すなわち労働者階級との間の一の闘争——として現われる」(同上、593-4ページ、傍点原文のまま、傍丸、岸本)と。これが工場法=社会政策把握の方法論に於いて大河内教授と如何に異なるか、極めて明らかであろう。引用文にも見ごとく、マルクスも労働日を一定の標準的な大きさに制限しようという労働者の要望は、商品交換の法則によって確認された権利だ、そして標準労働日の問題(大河内教授の所謂、経済的必然)を、商品交換の法則(=資本制社会の内在的合則性)から確認しているが、標準労働日の確定は、商品交換の法則から生れない、と指摘し、これが資本家階級と労働者階級との闘争を通して行われることを論証したのである。マルクスが労働日の問題を、「資本論」第1巻で、何故にあの様に余りにも長い、と思われる程、具体的に歴史的に事実として扱ったかの理由はここにある。ローゼンベルグが「この問題の特殊性は、商品、資本、剰余価値の抽象的分析に基づき、抽象的=演繹的方法によって解決されず、帰納的=記述的方法によってのみ解決されるという点にある」(「資本論註解」邦訳第1巻332ページ)と述べた所以である。商品交換の法則或は同じことになるのだが、資本制社会の内在的合則性=価値法則(労働日の限界、労働力の価値)から抽象的=演繹的に標準労働日(標準的な労働条件)の理論を把握出来るが、標準労働日そのものの確定は、即ち商品交換の法則=資本制社会の内在的合則性=価値法則の貫徹は、労働者階級の抗争によってはじめて可能となるのである。

かく見てくると大河内教授の「上から」の社

会政策理論は、その理論構造そのものの中に重大な誤謬を含むものと言うことが出来るであろう。この誤謬は、資本制社会そのものの自然律＝内在的合則性の観念的把握に由来するだけ決定的であると言えよう。だが教授はその諸論文の至るところで教授自身の理論と矛盾する（即ち自己否定する）言葉を述べられている。例えば次の言葉を見よ！『繰返すごとく、労働力なる特殊の商品はただ労働組合に組織化される場合にのみその価値通りの標準的な取扱いを受け、労働力の再生産費用を賃銀として支払われしめ得るものであって、組織の無い場合には、かの「原生的労働関係」を脱することが困難であり、従って「労働力」は商品としてのその価値以下の支払のみを受けざるを得ないことになるからである』²⁾（大河内教授「完全雇傭の日本の条件」経済思潮第2輯、9ページ）と。労働組合の組織的闘争のみが、商品としての労働力の価値通りの支払い（これが実に自然律である）を可能ならしめる（労働力商品性の貫徹＝価値法則の貫徹のこと）ということは、労働条件の標準的維持（これが資本制社会の内在的合則性＝価値法則）＝社会政策の成立は、労働者組織の闘争によってはじめて可能だということである。一体この様な理論がどうして「上から」の社会政策理論から生れるのであろうか。正に社会政策理論の自己放棄という外ない。

扱て、大河内教授が社会政策論の前提として論ぜられる「資本制社会総体としての順当な経済循環」というのは、我々の言葉に翻訳すれば、価値法則の貫徹ということである。何となれば資本制社会の順当な経済循環とは、標準的な労働条件の保持（この標準以下の労働条件を価値以下と称するのである）によってのみ可能であり、これは労働力商品性の貫徹（商品労働力の価値通りの支払）、即ち価値法則の貫徹に外な

らぬからである。資本制社会の内在的合則性とか自然律の支配する状態とかいうのもこの意味であることは言うまでもないところである。そこで我々は社会政策の理論を考える場合、常に価値法則、特に労働力なる商品の価値の貫徹という視点を見失ってはならないのである。

VI

言うまでもないことであるが、資本による労働力の略奪（原生的搾取）と利用（標準的搾取）とは別個のことである。資本の再生産は資本制的社会関係の再生産であり、かくて当然に労働力の再生産を含んで居り、労働力が日々年々継続的に標準的に再生産されることは資本制生産の内在的な要請（＝内在的法則）³⁾である。何となれば、労働力の略奪的搾取は、即ち資本による商品労働力の価値以下での継続的購入＝搾取は、資本制社会の萎縮した形態を意味し、これは資本制社会の内在的諸法則・合則性＝自然律貫徹の歪曲を意味するからである。

マルクスは「資本と労働との全関係を全経済学に連関せしめて取扱い近代社会の経済的運動法則を示し」（エンゲルス）たが、このことは彼の価値論に基く（労働力＝商品の発見と剰余価値の発見）資本制社会の価値法則（資本制的生産＝搾取関係の内在的合則性）の一貫した把握によってはじめて見事に果されたのであった。

価値法則は資本制社会の内在的な経済的合則性＝資本制生産の内在的諸法則＝資本制的生産関係・社会関係の秘密把握の抽象理論であると同時に、具体的に資本制社会の全生涯を通じて貫徹されるものであり、その限り一つの資本制的自然律であるが、これは決して無媒介的・自然的に貫徹されるものでないことは言うまでもないところである。マルクスが商品の価値規定をもって叙述の端初（原文ママ）とした価値法則の抽象的な理論は、飽くまで、商品・労働力の価値通りの支払を前提とするものである。こ

2) 同様の言葉は教授の名著『社会政策（総論）』231ページにも見えている。

れの現実の資本制社会内での貫徹にかかわるものが社会政策に外ならないから、社会政策理論の充実(原文ママ)理解のためには労働力の価値について簡単に考察しなければならないであろう。

労働力なる商品の価値も、其他一般の商品の価値と同じく「この独自の財貨の生産・従ってまた再生産に必要な労働時間によって規定さ

れ、その限り労働力はそれにおいて対象化された社会的平均労働の一定分量を代表する」(マルクス)、これは労働力の所有者の維持(家族=子供の繁殖・維持費を含む)に必要な諸生活手段の価値であるが、労働力なる商品はその再生産上において次の様な特殊な性格=歴史のおよび道徳的要素を含んでいる。マルクスはこれを次の様に述べている——「労働力の所有者が今日の労働を了ったならば、彼は明日も力や健康

3) マルクス資本論の抜書の要約書である上林貞治郎教授の著作「賃銀理論」(昭和23年創元社刊)には、この点に関し重大な誤解が含まれている様に思われる。教授は云われる、——「賃労働なくしては資本はあり得ないから、資本はそれ自身の利害関心から労働力の適度の使用を顧慮する、考えるならそれは誤りである。けだし資本主義社会では、たえざる過剰人口、即ち資本の当面の増殖欲に比較しての過剰人口が存在している。……この過剰人口=産業予備軍=失業者がたねに存在しており、労働市場がたえず汎濫している限り(これが資本制社会の常態である)資本は労働者の健康と寿命とを顧慮しないのである、社会にとって強制されない限りは、それゆえに、労働者の肉体的及び精神的な萎縮・早死・過度労働の責苦に対しては、資本は少しも顧慮しないのである。このことは、資本制生産の「内在的法則」である。そして個々の資本家の意図の善悪にかかわらず、自由競争は、このことを、個々の資本家に対する「外的な強制法則」たらしめるのである」(「賃銀理論」88ページ、傍点岸本)と。これは資本論第1巻第8章労働日の第5節中にある言葉の抜書き的要約だが、マルクスはこれを、資本の労働力に対する略奪的搾取は、労働力の再生産に、より大なる消費費を要することになり、この事が資本をしてそれ自身の利害によって一つの標準労働日を示唆しているかの如くだが、資本制蓄積の一般的法則による産業予備軍の形成・増大は、資本をしてこの事を全く顧慮せしめない。だがこれは「個々の資本家の意図の善し悪しには依存しない。自由競争は、資本制生産の内在的諸法則をば、個々の資本家に対し外的な強制法則として有効ならしめるのである」(資本論第1巻670ページ、傍点原文のまま)と述べている。これは上林教授の解釈と同じ様に見える。だがこのマルクスの言葉の註114(省略する)を見るまでも

なく、正に正反対である。即ち標準労働日を成立せしめることが実に資本制生産の内在的法則であって、労働力の略奪的搾取がそうではない、例え標準労働日を自ら制定する必要がある、資本の利害から起っても、自由競争が、このことを阻止するのであり、外的な強制(労働者階級の抗争による国家の強制的立法手段即ちここでは工場法)によってはじめて、資本制生産の内在的諸法則をそのものとして貫徹(内在的諸法則を資本にとっての外的強制法則たらしむ)せしめる。とマルクスは強調しているのだと解すべきなのである。資本の剰余労働に対する吸血鬼の渴望が、労働力の略奪的搾取を顧慮することなく行わしめるのであって、これは資本の強烈な要求=傾向であるが、資本制生産の内在的諸法則ではない。逆にその破壊を意味するのである。大河内教授はあたかも上林教授の誤謬と正反対の誤謬を犯されている訳である。即ちマルクスの「資本はそれ自身の利害によって一の標準労働日を示唆しているかに見える」(資本論第1巻662ページ)の「かに見える」を無視して、資本はそれ自身の利害によって、即ち資本制社会の内的必然性=自然律によって標準労働日を制定する、とされたのである。マルクスがわざわざ「かに見える」として其の次に長々とそうでない事を説明しているにもかかわらず、大河内教授は之を全く無視されているのである。成程、標準労働日を作ることは、幾度も述べたことであるが、資本制生産の内在的法則だとマルクスは言っているが、自由競争が、これを外的強制法則たらしめる訳で外からの強制がなければ、それ自身の利害から標準労働日を作るに至るものではないと注意しているのである。社会政策の実現化の契機をも、資本制社会の内在的諸法則=自然律から引出される理論に由来する誤謬であることは既に指摘したとおりである。

の同じ条件のもとで同じ過程を反復することが出来ねばならぬ。だから生活手段の総額は、労働する個人を労働する個人（彼の子供を含む……岸本）として、彼の標準的な生活状態において維持するために充分でなければならぬ。食物、衣服、煖房、住居等々の如き自然的な諸欲望そのものは、一国の気候的な、およびその他の自然的な諸々の独自性に依りて相違する。他方において謂わゆる必然的諸欲望の範囲は、その充足の仕方と同じように、それ自身一の歴史的産物であり、従ってまた大部分は一国の文化段階に依存するのである。……だから労働力の価値規定は、他の諸商品の場合とは反対に、一の歴史のおよび道徳的な要素を含んでいる。だが一定の国にとっては、一定の時代には、必要な諸生活手段の平均的範囲が与えられている」（資本論第1巻53-4ページ、傍点原文のまま）と。だが労働力再生産のための諸生活手段の価値＝労働力の価値には、労働力なる商品の特殊性にもとづき、あたかも労働日に肉体的な最大限がある如く、最低限界がある。「労働力の価値の最低限界は、ある商品量——その日々の供給なしには労働力の担い手たる人間が彼の生活過程を更新し得ないところの、ある商品量の価値によって、かくして、肉体的に必要かくべからざる生活手段の価値によって形成される。もし労働力の価格がその最低限まで下落するならば、それは労働力の価値以下への下落である、というわけは、その場合には労働力は萎縮せる形態においてしか自らを維持し且つ発展させることが出来ないのであるが、あらゆる商品の価値はその商品を標準的な品質で供給するために必要とされる労働時間によって規定されているからである」（資本論第1巻467ページ、傍点原文のまま）とマルクスは述べている。かくて労働力の価値は労働力（その育成費を含む）の標準的再生産に必要な諸生活手段の価値に帰着するであろう。これが資本制生産が「順当な循環」（大河内教授の表現）を継続するため

の条件＝資本制生産の内在的合則性展開＝価値法則貫徹のための条件である。ここに一つ注意すべきは、労働力の価値＝労働力の標準的再生産のための諸生活手段の価値は標準的な労働日を前提としているということである。かくて労働力の価値通りの支払＝労働力生産性の貫徹とは、標準的な労働条件（標準的な労働日と標準的な賃銀と標準的な労働強度）の保持＝資本による労働力の標準的な搾取ということに外ならないのである。従ってこれらのうちの何れの標準度が資本によって侵害されても、他の条件がもとのままとすれば、直ちに、労働力の価値以下への切下となるのである。

ところが資本制蓄積の一般的法則は、剰余労働に対する吸血鬼の渴望をもつ資本をして、常に労働力を価値以下に低下せしめる強烈な一般的傾向をもっている。従って労働者階級の下からの闘争による「強力」なくしては、労働条件の一般的下降のこの傾向を緩和する事は出来ないのである。労働条件の標準度を確定せんとする工場法（社会政策一般も）の制定が、「下から」の闘争を不可欠の要素（社会的必然性）とする所以である。大河内教授の「上からの社会政策」理論の理論的誤謬は極めて明らかとすべきである。マルクスはこれを次の様に述べている——「利潤については、その最小限を決定する法則は何も存在しない。その低落の究極の限界が何処にあるかは明言出来ない。では何故吾々はその限界を確定することが出来ないか？ けれど吾々は、賃銀の最低限は確定しうるが、その最大限は確定しえないからである。吾々の明言しうるところは、ただ労働日の限界が与えられている場合には、利潤の最大限は賃銀の生理的最低限に照応するという、および賃銀が与えられている場合には、利潤の最大限は労働者の肉体的力と両立しうるような労働日の延長に照応するという、これだけである。だから利潤の最大限は、賃銀の生理的最低限および労働日の生理的最低限によって局限されてい

る。明かにこの最高利潤率の二つのあいだは尠大な等差が存在しう。その現実の限度の確定は、ただ資本と労働とのあいだの絶えざる闘争によってのみ定まるのであって、資本家はつねに、賃銀をその生理的最小限に引下げて労働日とその生理的最大限に拡大しようとしており、一方、労働者はつねにその反対の方向に圧迫しているわけである。事態は闘争者たちのそれぞれの力の問題に帰着するわけである。他のどの国でもそうだが、イギリスにおける労働日の制限について云えば、それは法律的干渉によらないでは決して確定されなかった。外部からの労働者の絶えざる圧迫なしには、この干渉は決して行われなかったであろう。だが兎にかくこの結果は、労働者と資本家とのあいだの私的な取りきめでは得られるはずがなかった。一般的な政治的行動のかかる必要そのものは、単なる経済的行動においては資本の方が強い、ということをも証明するものである。」(マルクス「賃銀・価格および利潤」岩波文庫版 98-9 ページ)と。

誠に資本制生産の自然律=価値法則=標準的労働条件の貫徹は労働者階級の下からの有効な抗争によってのみ貫徹され得るのであり、これのみが、労働者階級の絶対的窮乏化の下降運動にブレーキをかけ得るのである。この意味で社会政策は工場法に限らず、すべて、下からの抗争によってのみ確立しうるものであると言うことが出来よう。

大河内教授は工場法を「上から」、即ち下からの労働者階級の抗争を離れて、資本制生産の自然律として、資本制社会の内的な経済的必然性として、総資本によって実現されるとした。資本制的自然律の実現者を個別資本の部分的主張や党派的利益を越えたところの、剰余労働の獲得に対する合理主義と理性を表現するところの総資本=近代国家(大河内教授「社会政策における若干の基本概念について」経済学研究第1集 71-2 ページ参照)の自律的意思であるとされた。そうだとすれば、工場法以後の社会政策

をもすべて「上から」の政策として統一的に把握する必要がある。何となれば、工場法の成立にもかかわらず、否工場法の成立そのものが却って、労働の強度化を一度と促進させ、資本制生産の自然律貫徹を常に脅かすから、教授の所謂、この自然律の貫徹者としての総資本=近代国家は、労働者階級の組織的抗争を離れてこれを貫徹させる、即ち、更に進んだ形態の社会政策を「上から」実施せざるを得ないからである。教授の様に、最初の社会政策たる工場法を「上から」、それ以後の進んだ形態の社会政策を「下から」、即ち階級闘争によって説明することは、社会政策理論そのものの自己放棄以外の何物でもないであろう。総資本をこの様に余りにも全能的に且つ観念的に把握することが、社会政策確立の必然性=社会的必然性を、剰余労働に対する吸血鬼的渴望をもつ資本とこれを標準的限度に抑制せんとする労働との闘争から把握せず、総資本と個別資本との利害の喰い違いから、即ちその闘争から把握するという誤った結論に導いているのである。

VII

大河内教授による資本制社会の価値法則=自然律についての概念的な把握は、資本制社会の原蓄期に於ける労働力政策=所謂労働力の原蓄政策を社会政策として理解せしめるという結果に導いている。教授は「無用な誤解を避けようと思うなら、われわれは社会政策という言葉の代りに労働政策という一層明確で具体的な名称を⁴⁾選んだ方がよいのである」(大河内教授著「社会政策(総論)」11 ページ)とされて『初期資本主義期に於ける国家の労働者政策は、自由な賃労働の創出とその近代的存在への苦痛にみちた陶冶の過程であった。そのため

4) 教授とは逆に、社会政策を労働政策から分つところにこそ正に社会政策理論の出発点があるのである。

に、この時期の「労働者法令=社会政策は、しばしば「惨虐立法」として、後の社会政策の道義論者から、社会政策とは反対のものとして、その理念とは対立するものとして、専ら非難の対象となって来た。然し乍ら、社会政策を最初から道義的内容を含むものと断定することには何等の根拠もなかったし、事実初期資本主義期に於ける国家の労働者政策こそ近世に於ける最初の社会政策的行為に外ならないものであった』(同上書136ページ、傍点岸本)と規定されている。

我々は社会政策を、資本の剰余労働に対する吸血鬼的渴望による労働力の略奪的・原生的搾取(所謂原生的労働関係であり、これは大工業時代に至ってはじめて出現した)と之に抗争する労働者階級との闘争によって成立する労働条件の標準的維持=資本による労働力の標準的搾取のための国家の政策であると解し、又そう解さねばならぬと考えるのであるが、これは、明らかに、大工業時代が必然化したところの労働力の原生的搾取を防止することが、資本制生産の内在的合則性であり、これによってはじめて資本制社会の「順当な循環」=価値法則の貫徹が可能となる事を前提している。唯商品交換の諸法則からは社会政策の経済的必然性(社会政策の本質的契機)=実現の可能性は出て来ても、その実現そのもの(社会的必然性=社会政策の現実化契機)は出て来ず、階級と階級との闘争がこれを決定するのである。マニファクチュア時代においては、資本の剰余労働に対する吸血鬼的渴望は、国家の強力な援助(かの「スタチュート オフ レーバラーズ労働者法令」に具現された労働力の創出と陶冶の政策)によっても尚労働者の全生活時間を支配する事は出来ず、せいぜい1労働日最高12時間をやっと確保する事が出来たに過ぎず、資本は1週間分の労働力の価値を支払って4日しか労働せしめ得ないといった状態であったのである⁵⁾。さればこそ労働者法令政策=惨虐立法が必要とされた訳だが、この惨虐立

法さえ、大工業時代の原生的労働関係の惨虐さに比すれば問題にならぬ程軽度のものであった。さればマニファクチュア時代=初期資本主義時代においては、資本の剰余労働に対する人狼的渴望を抑制して、労働力の標準的な保持を図るという様なことは問題となり得なかったのである。即ち工場法=社会政策を必然化するものは存在し得なかったのである。されば資本の労働力に対する盲目的搾取欲の突進が可能となった大工業時代においてはじめて社会政策登場の必然性があらわれ来たのである。誠に社会政策は大工業時代の必然的産物なのである⁶⁾。大工業時代とともに資本主義社会はそのものとして確立し価値法則貫徹の必然性が現れ来るのであるが(資本制社会成立の歴史的行為たる初期資本主義労働政策と資本制社会確立後のその内在的合則性貫徹の「社会政策」とは当然本質的に区別されねばならぬのである)、之は労働者階級の闘争に媒介された国家の社会政策の強行を通じてはじめて可能となるのである。この意味で教授の初期資本主義労働政策を社会政策とされるのは謬論である。この誤謬は教授が社会政策を労働力政策一般と誤って理解されたことに由来している。社会政策と労働政策の相違は、単なる用語の問題と解すべきではなからう。資本制社会の自然律から工場法(=社会政策)の本質と実現を同時に導き出された教授の理論に階級闘争に係わる理論的余地は全くない(抗争はせいぜい社会政策実現の一契機)。社会政策はあくまで労働力の標準的再生産=資本による労働力の標準的搾取⁷⁾(=価値法則の貫徹)

5) この点に関してはマルクス資本論第1巻第8章、服部教授「貨幣政策論の史的展開」第1編、および E. S. Furnis, *The Position of the Laborer in a system of Nationalism*, 1920. 参照。

6) この意味で社会政策を労働政策から区別はするが、それは何か便宜的なものの如く把握している拙稿「大河内教授著『社会政策』(総論)」(経済論叢63巻1, 2合併号)は訂正されねばならぬであろう。

に係わる国家の政策であり、かくて又大工業時代の必然的産物なのである。

社会政策理論にとって大切なことはその本質的契機(経済的必然性)と実現化契機(社会的必然性)との統一、抽象的契機(本質的契機)と具体的契機(現実化契機)との統一、内的契機(経済的契機)と外的契機(社会的契機)との統一に於いて把握されねばならないということである。誠に「……労働の期間・限界・休止

を時計の音に従って軍隊式にきちんと規制するこれらの精密な諸規定(工場法の諸規定のこと……岸本)は決して議会の空想の産物ではなかった。それは近代的生産様式の自然的諸法則として、諸関係から漸次的に発展したのである。これらの自然的諸法則の定式化・公認および国家的宣言は、長期にわたる諸階級闘争の所産であった」(資本論第1巻698ページ)のである。

(1949・4・20)

7) 大河内教授が社会政策を労働力保全策として理解し、標準的搾取策として理解出来なかったのは、教授が資本制生産過程を労働過程(生産力表現)としてのみ捉え、価値増殖過程(生産関係表現)との統一に於いて把握しなかったという重大な方法論的誤謬に由来しているのである。社会政策の生産力説! この点は決定的な誤謬であるから稿を改めて論じたいと思う。